

川崎市中原区選挙管理委員会告示第34号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年川崎市中原区選挙管理委員会告示第22号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和7年12月2日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 白井 精一

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年川崎市中原区選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第12号様式及び第19号様式中

「□健康保険被保険者証」

を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。